

ケアセンターBE（移動支援）運営規定

（事業の目的）

第1条 特定非営利活動法人ながおかたすけあいネットBEライフが設置するケアセンターBE（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく移動支援に係る地域生活支援事業（以下「指定移動支援」という。）は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び環境に応じて、円滑に外出できるようにする援助を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定地域生活支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

2 前項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアセンターBE
- (2) 所在地 新潟県長岡市今朝白1丁目16番15号

（従業員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 従業者 3人
移動支援計画に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。
- (3) 事務職員(1人)

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日、年末年始(12月31日～1月3日)を除く毎日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後6時までとする。
- (3) ただし、サービスの提供については利用者の希望に応じて、24時間対応可能な体制をとるものとする。

(指定移動支援の内容)

第6条 事業所で行う指定移動支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 移動支援計画の作成
- (2) 移動支援
 - ①身体介護を伴う移動介助
 - ②身体介護を伴わない移動介助
 - ③車輦等への乗降時の介助
 - ④食事の介助
 - ⑤排泄の介助
 - ⑥衣類着脱の介助
 - ⑦その他の移動に必要な介助
- (3) 生活等に関する相談及び助言

(支給決定障害者等から受領する費用の額等)

第7条 指定移動支援を提供した際には、支給決定障害者等(法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。)から当該指定居宅介護等に関する利用者負担額(基準省令第2条第12号に規程する利用者負担額をいう。)の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定移動支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定移動支援に係る指定障害福祉サービス等費用基準額(法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。)の支払いを受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、長岡市の全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、現に指定移動支援の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。

(事業の主たる対象者とする障害の種類)

第10条 事業所において指定移動支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
身体障害者、知的障害者、障害児

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

(苦情解決)

第12条 提供した指定移動支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が、同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(その他運営にあたっての重要事項)

第13条 従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務の体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 利用者に対する指定移動支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定移動支援を提供した日から5年間保存する。

附 則

この規定は、平成18年10月1日から施行する。

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月17日から施行する。